

I C T分野における権利保障に関するこれまでの主な意見（訂正放送制度関連）

- 誤った番組の内容は、社会に急速に広がってしまう権利侵害を生む反面、裁判で争うには時間・費用がかかる。放送局側の故意・過失を市民が立証することにも困難が伴う。また、訂正放送を裁判で求めることはできず、放送事業者の自主的判断に委ねられている。
- 問題放送についても訂正放送が行われている事例は非常に少ないし、全体としてまともな対応ができていないとは到底言えない。
- 訂正命令や反論権制度を導入するとしても、中立的な裁判所の判断を仰ぐべきではないか。
- 放送・報道被害者に対し、BPOでできることと司法的救済との役割分担が必要。

訂正・取消放送、放送番組の保存

放送法では、放送の真実性の確保及び被害者の救済を図る観点から、訂正・取消放送制度が設けられるとともに、被害者による番組内容の確認、放送番組審議機関の資料として、放送番組の保存を義務づけている。

1 訂正・取消放送制度

目的

放送の持つ社会的影響力に鑑み、放送の真実性を保障し、併せて、より簡易、迅速に被害者の権利を救済すること。

概要

- ・ その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人は、放送の日から3ヶ月以内に、その放送を行った放送事業者に対して、訂正放送を請求することができる。
- ・ 放送事業者は、事実でない事項の放送をした場合、訂正又は取消の放送をしなければならない。(放送法第4条)

実施状況

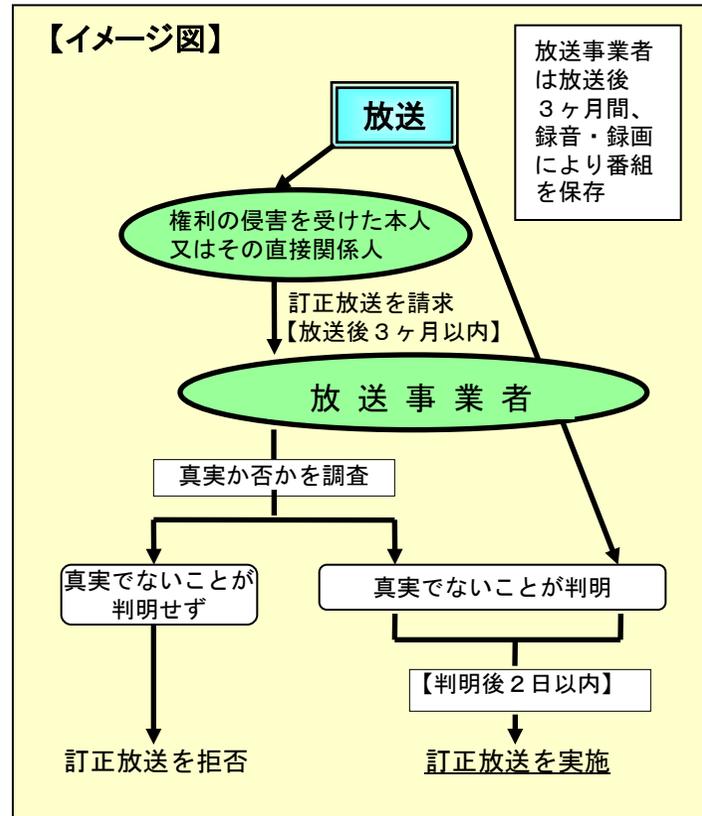
年度	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
実施件数	2(8)	2(5)	5(7)	2(5)	12(13)	16(20)	8(13)	10(16)	12(14)	10(11)	9(10)

※訂正・取消放送の実施状況は、放送番組審議機関に報告しなければならない(放送法第3条の4第5項)

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
4(6)	10(7)	3(5)	4(6)	12(17)	9(12)	7(8)

※ () 内は、請求件数

【イメージ図】



2 放送番組の保存

審議機関又は訂正放送の関係者(被害者など)が視聴その他の方法により確認できるよう、原則として放送後3ヶ月間は放送番組を保存する義務 [平成7年放送法改正により、保存期間が2週間より3ヶ月に延長された] (放送法第5条)

(参考) 訂正・取消放送制度は、放送の自律性の保障の理念を踏まえた上で、真実性の保障の理念を具体化するための規定であり、放送事業者に対し、自律的に訂正放送等を行うことを国民全体に対する公法上の義務として定めたものであって、被害者に対して私法上の請求権を付与する趣旨ではない。(最高裁判平成16年11月25日第一小法廷判決)

ただし、放送番組の保存の規定に基づく、放送事業者への放送内容閲覧請求権については、訂正・取消放送の関係者にこれを認めるのが判例(東京高裁判平成8年6月27日判決)、通説である。

日本テレビ「真相報道バンキシャ！」に係る訂正放送に関するBPOの勧告

VI 誤解を生んださまざまな要因

9. 本件訂正放送の曖昧さ

放送法は訂正放送について、次のように言う。

第4条〔訂正放送等〕

- 1 放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあった日から3箇月以内に請求があったときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から2日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。
- 2 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。

第1項は、放送により権利の侵害を受けた本人又は直接の関係人から請求がある場合の定めであり、この規定に違反する場合には、制作者および放送局に50万円以下の罰金がありうる(放送法56条1項、57条)。

第2項は、みずから真実でない事項を発見したときに、自主的に訂正放送を行うものである。

*

つまり、訂正放送は、放送局が真実でない放送をしてしまったときの社会的影響が大きいことに照らし、当該の局が自分の責任においてすみやかに、どこを、どう間違えたのかを明らかにし、訂正なり取消しをすることによって、放送に対する視聴者の信頼を回復するためのものである。

ところが、本件訂正放送は、情報提供者が証言を翻したとか、送金記録の改ざんをし、関係のない口座を裏金口座だといって話したとか、またその人物が別件で逮捕・起訴されたり告訴されたりしたと、その悪質性を言うばかりで、誤った箇所の明示もなければ、どこをどう訂正し、取り消すのかの言及もない。早い話、番組キャスターが得々として見せたあのキャッシュカードは、いったい何だったのか。あれは訂正なり、取り消しがなされたのだろうか。

受け取りようによっては、本件訂正放送は、『バンキシャ』と制作スタッフは情報提供者の虚偽の証言によって迷惑を被った被害者だったのだ、と釈明しているようにも見える内容だった。果たしてこれは、明らかに事実と異なる放送をし、その結果、放送が意図しなかったこととはいえ犯罪行為に使われ、県の業務妨害という結果をもたらしたという重大な放送倫理違反を修復する方法として十分だったろうか。

訂正放送のあり方として、具体的に、十分に検討されるべきである。

VII 結論－勧告

委員会は、本件放送が社会的影響の大きい告発証言を扱っていたにもかかわらず、岐阜県および山口県のケースの双方について裏付けとなる取材が十分に行われず、放送時点において、真実であると信じるに足る相応の根拠を欠いたまま放送されたことに鑑み、その放送倫理違反の程度は重いと考える。裏付け取材が十分にされていれば、虚偽の告発情報がそのまま放送される事態とはならず、そのような意図はなかったにしても、番組が犯罪行為の手段とされ、県の業務妨害の結果を引き起こすことにはならなかったことは明らかである。

したがって、委員会は、日本テレビに対し、以下のとおり勧告する。

1. 検証番組の制作（内容略）
2. 日本テレビの検証結果の公表（内容略）
3. 訂正放送のあり方の検討

本件訂正放送は、虚偽の事実を放送し視聴者に与えた誤解を解くものとしては、事実と反した部分の明示や、それをどのように訂正しあるいは取り消すのかを明確に示すという点で、十分なものではなかった。放送法による訂正放送は、いわゆるお詫び放送とは異なる意味を持つものである。それにふさわしい内容と形式について、再検討するべきである。

(参考) 諸外国の状況

- ヨーロッパでは「国境のないテレビ」指令（1989年制定。2007年に「国境のない視聴覚メディアサービス指令」に改正）において、間違っただ放送で損害を被った者に反論権又は同等の救済を行う義務について規定。EU各国で法制化されている。

【国境のない視聴覚メディアサービス指令】

テレビ放送における反論権

第23条

1. 加盟諸国が民法、行政法もしくは刑法にもとづき採択した他の諸規定を損なうことなく、正当な利益、特に評判および名声がテレビ番組で間違っただ事実を放送されたことで損害を被ったあらゆる自然人もしくは法人は、国籍を問わず、反論権もしくは同等の救済を有していなければならない。加盟諸国は、この反論権もしくは同等の救済の実際の行使が不当な条件を課せられて妨げられないように保証するものとする。当該反論は、具体的に要請された後妥当な時間内に、当該要請が言及している放送に相応しい時に相応しい方法で放送されるものとする。
2. ～5. 略

- 韓国では「放送法」（2000年全文改正）において、放送で事実誤認や名誉毀損などの被害を受けた者による反論報道請求権を規定（2005年、「言論仲裁および被害救済等に関する法律」に規定移動）

【言論仲裁および被害救済等に関する法律（仮訳）】

第16条（反論報道請求権）

- ① 事実の主張に関するマスコミ報道等によって被害を被った者はその報道内容に関する反論報道を言論社等に請求することができる。
- ② 第1項の請求には、言論社などの故意過失や違法性を要しないものとし、報道内容の真実かどうかを問わないものとする。
- ③ 略

- 米国ではFCC規則で「公正原則」（放送事業者が対立見解のある公的問題を扱った場合、攻撃を受けた側に適正量の反論時間を無料提供する等の義務）が規定されていたが、1989年に凍結されている。

現在、視聴者は放送事業者に訂正放送を求めても、放送事業者がそれに応じない場合には、視聴者は訴訟を起こし、裁判所に判断を委ねることになる（注）。

（注）ただし、一般的な苦情についてはFCCが受け付け、通信法、FCC規則に違反しているとFCCが判断した場合には、放送事業者に対して罰金等を課す。